



2020年 10月人権一口講座



「住みやすい社会」

皆さんは「性的マイノリティ」という言葉を知っていますか？「性的少数者」のことを指します。

僕が就職する前までは、「性的マイノリティ」という言葉の意味はあまり分からず、市役所に就職してから知る機会や考える機会が増えました。社会的に性に関する話題を取り上げることがはばかられるような雰囲気もありますが、「一人ひとりの人権に関わる重要なこと」として、みなさんにもぜひ知って頂きたいと思います。

性別は「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」と単純に2通りに分けられるものではなく、しぐさや言葉遣い、好きになる性別、自分の性別をどのように認識しているか等において、「性のあり方」は人の数だけ多様性があります。

「異性を好きになるのが普通」「生まれた時の性別に合わせて生きるのが当たり前」という考えではなく、それぞれの人にとっての「あり様」を互いに認め合うことが大切です。

よく、「これまで性的マイノリティの当事者に出会ったことがない、身近には存在しない」という声を聞くことがあります。でも、「自分の性的なこと」ってなかなか他人に言いづらいものです。性的マイノリティ当事者からすれば、「本当の自分を伝えると嫌われるのではないか」とか「バレたらいじめられるかもしれない」という不安によって、自分の性的なことを伝えることは、なおさらハードルが高くなります。だから「周囲で出会ったことがない・身近に存在しない」のではなく、「言えない」ことが存在を見えなくしているのです。

大切なことそれは、悩みを抱えながら本当の自分を隠して生きている人が身近に居るかもしれないことや、軽はずみな言動によって他人を知らずに傷つけているかもしれないということを想像することです。そして、悩んでいる当事者に対し、「理解や共感」を持って支えてあげることではないでしょうか。

熊本市では、当事者の生きづらさの解消や市民の正しい理解促進につなげることを目的として、一方または双方が性的マイノリティ当事者であるカップルが、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合う関係性であることを認める「熊本市パートナーシップ宣誓制度」を、平成31年4月1日より開始しました。

ご存じでしょうか？ふれあい文化センターや男女共同参画課では各種の出前講座を行っています。性的マイノリティの基礎知識に関する講座もありますので、地域として学習したい等のご希望があれば、ぜひご相談ください。

今後、「誰もが住みやすい熊本市」を目指し、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくことで、皆さんの理解が深まることを願っています。

(熊本市ふれあい文化センター広報紙「かけはし」十月号より)



気付こう 築こう 助けてのサイン
あなたとの友情

熊本市・熊本市教育委員会・熊本市人権啓発市民協議会のカレンダー 桜木中学校 二年 植松 結衣さんの作品より